

令和4年6月議会

総務財政委員会報告資料

○樹木剪定及び除草の業務委託等における不正に係る刑事告訴について

財 政 局

樹木剪定及び除草の業務委託等における不正に係る刑事告訴について

1. 不正の概要

- ・本市及び外郭団体（以下「本市等」という。）が平成 28 年度以降に発注した公園や公共施設の維持管理に伴う樹木剪定及び除草の業務委託等 1,350 件を調査したところ、449 件において処分伝票の写しが重複して提出され、受注業者が本市等に対し処分費を過大に請求し受け取っていた不正（以下「本事案」という。）が判明した。また、一部の下請業者も本事案に関与していた。
- ・本事案に関与した業者 122 社に対しては、令和 4 年 2 月に福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止措置や警告措置などを行った。

2. 告訴の概要

- ・本事案については、長期間にわたって本市等に多額の被害を生じさせた悪質な案件であることから、本事案の約 7 割に関与した（株）幸陽庭園土木の代表取締役を刑事告訴した。さらに、同社及び本事案に関与した 121 社の不正の全容について、解明と刑事事件化を求めた。

3. 告訴対象者等

- ・令和 4 年 6 月 8 日付けで、中央警察署（中央警察署長あて）に告訴状を提出した。
 - （1）根拠法令
刑法第 246 条第 1 項（詐欺罪）
 - （2）被告訴人
株式会社幸陽庭園土木 代表取締役 石崎 幸一

4. その他の対応

- （1）不当利得の返還請求
 - ・受注業者が本市等に対し過大に請求し受け取っていた不当利得については、当該受注業者に対して、総額 51,361,968 円の返還を請求し、令和 4 年 5 月末までに全額が本市等に納付されている。
- （2）再発防止
 - ・今回の不正発覚を受け、令和 3 年 12 月に処分伝票の確認方法を写しから原本に変更するなどの改善、令和 4 年 4 月には競争入札参加停止措置の強化、本市の競争入札資格者名簿の全登録業者に対する再発防止策の周知などを行っており、再発防止にしっかりと取り組んでいく。